

◀ 「VBA 社会保険・労働保険」

「VBA 社会保険・労働保険」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のワークシートについて説明します。

■ 「VBA 社会保険・労働保険」のメインメニュー

このシステムは「VBA PRO 給与計算・年末調整」または「ADO 給与計算・年末調整」と連動して「社会保険の算定基礎届」「社会保険の月額変更届」「社会保険の賞与支払届」「労働保険の基礎賃金集計表」「労働保険の概算確定申告書」を作成します。

データの登録と変更はすべて入力用フォームから行います。Excel のワークシートは社会保険の届出書、労災保険の賃金集計表と申告書の表示用になります。

社会保険・労働保険		令和06年版 VER 5.50 支払者
令和06年「VBA PRO ADO 給与計算・年末調整」連動用		システム有効期限 令和07年12月
開始	システム設定	支払者の登録、データ削除、ファイル処理
編集	データの編集	社会保険届出書・労働保険申告書データの編集
表示	シートの表示	社会保険届出書・労働保険申告書データの表示
印刷	シートの印刷	社会保険届出書・労働保険申告書データの印刷
ヘルプ	システム説明	システム使用方法の説明と注意事項(PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理

○ 「開始」

給与支払者データの登録、データの削除、CSV ファイルへのデータ保存とファイルからデータ読込ができます。

○ 「編集」

入力用フォームから社会保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、労働保険の基礎賃金集計表、概算確定保険料申告書（継続事業）データ登録と編集を行います。

○ 「表示」

社会保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、労働保険の基礎賃金集計表、概算確定保険料申告書（継続事業）の表示用 Excel ワークシートに移動します。

○ 「印刷」

社会保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、労働保険の基礎賃金集計表、概算確定保険料申告書（継続事業）の Excel ワークシートを印刷します。全データを一括印刷は、印刷途中で中止はできません。

○ 「ヘルプ」

ヘルプの PDF ファイルを表示します。PDF ファイルはシステムと同じフォルダにある必要があります。

○ 「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示します。システムの最新情報とエラー情報を確認できます。

○ 「終了」

「システム終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。

データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時には必ずこのボタンを使用します。

■ 「VBA 社会保険・労働保険」のご利用について

「VBA 社会保険・労働保険」システムは、「社会保険の算定基礎届」「社会保険の月額変更届」「社会保険の賞与支払届」「労働保険の基礎賃金集計表」「労働保険の概算確定申告書（継続事業）」を作成します。

「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」「被保険者賞与支払届総括表」および「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」は、このシートに移動して「シート編集」ボタンをクリックするとデータを直接入力できます。日本年金機構にホームページからダウンロードできる Excel ファイルを組み込んでいますが、そのまま提出できるかはお近くの年金事務所でご確認ください。

《システムのご利用について》

「VBA 社会保険・労働保険」は、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel2021/2019//2016 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 06 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 07 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用权

本システムの使用权は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用权は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的いかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのまま入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel2013 2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

● **平成 31 年・令和元年版システムの修正事項について**

「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」と総括表の元号を令和に変更しました。

● **平成 30 年版システムの修正事項について**

平成 30 年分より「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」と総括表の様式が変更されます。

このシステムの「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」は日本年金機構のホームページで公開されているエクセルのファイルを参考にして作成しています。

お使いのプリンターで印刷した「社会保険の算定基礎届」「社会保険の月額変更届」「社会保険の賞与支払届」がそのまま年金事務所に提出できるかは、提出する年金事務所でご確認をお願いします。

日本年金機構のダウンロードサイト

<http://www.nenkin.go.jp/shinsei/ichiran.html>

● 「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」へのマイナンバー（個人番号）と被保険者整理番号の記載について

年齢が70歳を超えた人は「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」にマイナンバー（個人番号）を記載することになります。

■ 算定基礎届の入力フォーム

「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「表示」メニューから「算定基礎届」へ従業員の住所氏名と給与及び賞与の金額を連動することができます。

算定基礎届の給与計算の基礎日数は、算定基礎届フォーム「日数」欄に直接入力します。

70歳以上の従業員は、「年齢70歳以上で厚生年金が不要」にチェックを付けます。

被保険者整理番号は入力欄に直接入力します。

被保険者備考は、リストボックスから該当する項目を選択します。

70歳以上の従業員は、「年齢70歳以上で厚生年金が不要」にチェックを付けた場合は、算定基礎届に表示するために、（マイナンバー（個人番号）を記入します。

■ 月額変更届の入力フォーム

「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「表示」メニューから「月額変更届」へ従業員の住所氏名と給与及び賞与の金額を連動することができます。

入力

月額変更届の給与計算の基礎日数は、算定基礎届フォーム「日数」欄に直接入力します。

70歳以上の従業員は、「年齢70歳以上で厚生年金が不要」にチェックを付けます。

チェック

被保険者整理番号は入力欄に直接入力します。

被保険者備考は、リストボックスから該当する項目を選択します。

入力

リスト

■ 賞与支払届の入力フォーム

「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「表示」メニューから「賞与支払届」へ従業員の住所氏名と給与及び賞与の金額を連動することができます。

チェック

作成する賞与支払届は、「賞与1」「賞与2」「賞与3」「賞与4」から選択します。

被保険者整理番号は入力欄に直接入力します。

被保険者備考は、リストボックスから該当する項目を選択します。

入力

「賞与1」から「賞与4」にチェックを付けた賞与区分と賞与支払額がある人から賞与支払届を作成します。

リスト

■ 給与計算システムとのデータの連動について

「VBA 社会保険・労働保険」システムは、「VBA PRO 給与計算・年末調整」または「ADO 給与計算・年末調整」システムの給与と賞与データと連動して社会保険の届出書と労働保険の申告書を作成します。

■ 「VBA 給与計算・年末調整」システムの「表示」メニュー

給与明細書(個人)	給与所得の源泉徴収票
給与明細書(月別)	給与所得の源泉徴収簿
給与明細書(窓付)	扶養控除等の申告書
個人明細表の表示	保険料控除の申告書
月別明細表 1 表示	配偶者控除等申告書
月別明細表 2 表示	年末調整の税額一覧表
月別集計表の表示	年末調整個人別通知書
住民税集計の表示	給与等法定調書合計表
振込依頼書の表示	給与の支払状況内訳書
領収済通知書表示	給与支払報告書総括表
年間集計表 1 表示	社会保険の算定基礎届
年間集計表 2 表示	社会保険の月額変更届
年間合計表の表示	社会保険の賞与支払届
マイナンバー帳簿	労災保険の賃金集計表
労働者名簿の表示	キャンセル

「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「表示」メニューから「社会保険の算定基礎届」「社会保険の月額変更届」「社会保険の賞与支払届」「労災保険の賃金集計表」ボタンをクリックします。

「VBA 社会保険・労働保険」システムにデータが移行されて届出書と集計表が表示されます。

※「労働保険の賃金集計表」は4月から12月までの給与と賞与のデータが転送されます。1月から3月分のデータは入力用フォームから直接入力することができます。

■ 「VBA 給与計算・年末調整」システムの「従業員と労働者名簿」フォーム

「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「従業員と労働者名簿」フォームから労災保険・雇用保険の算定基礎賃金集計区分にチェックを付けます。

労災保険・雇用保険の算定基礎賃金集計区分にチェックから「労災保険の賃金集計表」に給与と賞与が集計されます。

《ご注意》

この集計区分により合計されますので、チェックを付けてから「保存」ボタンで確定してください。

■ 「VBA 社会保険・労働保険」システムの「開始」メニュー

「開始」メニューから給与支払者データの登録、データの削除、ファイルへのデータ保存とファイルからデータ読込ができます。

○「給与支払者データ」
給与支払者の住所と名称などのデータを登録します。

○「編集データの削除」
登録している役員・従業員および社会保険と労働保険の全データを削除します。

○「ファイルへの保存」
編集中のデータを CSV ファイルへ保存します。

○「ファイルから読込」
保存した CSV ファイルからデータを読込ます。

■ 「給与の支払者データ」の入力用フォーム

給与支払者の住所と名称や事業者整理番号と提出年月日などのデータを登録します。

事業者整理番号と提出年月日を入力すると、社会保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払届に転記されます。

■ 「VBA 社会保険・労働保険」の「編集」メニュー

「編集」メニューから社会保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、労働保険の基礎賃金集計表、概算確定申告書データ登録と編集を行います。

○ 「社会保険・月額算定基礎届」

健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届のデータを入力します。

○ 「社会保険・報酬月額変更届」

健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届のデータを入力します。

○ 「社会保険・賞与支払届」

健康保険・厚生年金保険の被保険者賞与支払届のデータを入力します。

○ 「労働保険・基礎賃金集計表」

労災保険と雇用保険の確定保険料・一般拠出金 基礎賃金集計表のデータを入力します。

○ 「労働保険・継続事業申告書」

労働保険の概算・増加概算 確定保険料申告書（継続事業）のデータを入力します。

※ 建設の事業などの労働保険の一括有期事業報告書・一括有期事業総括表と一括有期事業の概算・増加概算 確定保険料申告書のデータ入力には対応していません。

■ 「VBA 社会保険・労働保険」の入力用フォーム

■ 「社会保険・月額算定基礎届」の入力用フォーム

被保険者報酬月額算定基礎届	適用年月	9			
金額(通貨)の額	賸物の額	合計			
4月	480,000	0	480,000	日数	26
5月	480,000	0	480,000	日数	25
6月	480,000	0	480,000	日数	27
総計			1,440,000		
平均額			480,000		
修正平均額			0		
遡及支払額			0	昇降給月	0
標準報酬月額					
従前の健康保険	470	千円			
従前の厚生年金	470				
決定後の健康保険	470	千円			
決定後の厚生年金	470				
被保険者整理番号	389				
被保険者備考	1. 70歳以上被用者算定				

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差は発生しないように、事業主は7月1日現在で全ての被保険者に4～6月に支払った賃金を「算定基礎届」によって届出ます。この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定することを定時決定といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用されます。

「算定基礎届」に記載する「日数」「被保険者整理番号」と被保険者種別」の入力欄を追加しました。

従業員の名前・社会保険料の算定基礎届データの入力

整理番号 5 氏名 渡辺 太郎 データ検索

社会保険料の算定基礎届 [従業員の名前データ]

氏名 渡辺 太郎 個人番号 514789631245

フリガナ ワタナベ タロウ

生年月日 S30.9.23 生年月日は S50.10.20 のように入力して下さい。

郵便番号

住所1 東京都世田谷区玉川

住所2

電話番号

所属

職名 専務

年齢が70歳以上の人は算定基礎届に個人番号を記入します。

住所と氏名データは給与計算・年末調整システムと連動します。
給与計算・年末調整システムから届出書を表示してください。

最初 前へ 次へ 最後 クリア 保存 終了

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。
ただし、以下の①～③のいずれかに該当する場合は算定基礎届の提出が不要です。

- ① 6月1日以降に資格取得した人
- ② 6月30日以前に退職した人
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する人

《ご注意》

「VBA PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「表示」メニューから「社会保険の算定基礎届」「社会保険の月額変更届」「社会保険の賞与支払届」「労災保険の賃金集計表」ボタンで従業員の氏名や住所などのデータと連動します。

■ 「社会保険・報酬月額変更届」の入力用フォーム

従業員の名前・社会保険料の月額変更届データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 データ検索

社会保険料の月額変更届 [従業員の名前データ]

被保険者報酬月額算定基礎届 随用年月 昇降月の選択

月	金銭(通貨)の額	現物の額	合計	給与8月	日数
8月	370,000	0	370,000	26	26
9月	370,000	0	370,000	28	28
10月	370,000	0	370,000	29	29
総計			1,110,000		
平均額			370,000		
修正平均額			0		
繰上支払額			0		

支払基礎日数が17日未満の場合は金銭の額を0円にして計算して下さい。

標準報酬額に2等級以上の差が発生して随時決定する

「随時決定する」にチェックを付けた人で月額変更届を作成します。

標準報酬月額

従前の健康保険 380 千円

従前の厚生年金 380

決定後の健康保険 380 千円

決定後の厚生年金 380

被保険者整理番号 245

被保険者備考

年齢70歳以上で厚生年金が不要

最初 前へ 次へ 最後 クリア 保存 終了

被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、毎年1回行う定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。
この見直しによる決定を随時改定といい、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- ① 昇給又は降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 変動月からの3か月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 3か月とも支払基礎日数が17日以上である。

※ 「昇給月の選択」はリストからできます。
※ 「標準報酬額に2等級以上の差が発生して随時決定する」にチェックを付けた人のみを印刷することができます。

「月額変更届」に記載する「日数」「被保険者整理番号」と被保険者種別の入力欄を追加しました。

「社会保険・賞与支払届」の入力用フォーム

従業員の名前・社会保険料の賞与支払届データの入力

整理番号 2 氏名 鈴木 次郎 データ検索

社会保険料の賞与支払届 | 従業員の住所氏名データ |

賞与支給額				賞与支払届
支給年月日	金銭(通貨)の額	現物の額	合計	
H29.7.10	950,000	0	950,000	<input checked="" type="radio"/> 賞与1
H29.12.10	1,550,000	0	1,550,000	<input type="radio"/> 賞与2
	0	0	0	<input type="radio"/> 賞与3
	0	0	0	<input type="radio"/> 賞与4

「賞与1」から「賞与4」にチェックを付けた賞与区分と賞与支払額がある人から賞与支払届を作成します。

被保険者整理番号 389

被保険者備考 1. 70歳以上被用者

最初 前へ 次へ 最後 クリア 保存 終了

賞与についても健康保険と厚生年金保険の保険料と同率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。この届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されます。

▼ 対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外です。

※ 「賞与支払届」の「賞与1」から「賞与4」のうちでチェックを付けた賞与のみを印刷することができます。この場合、賞与の支払がない人は印刷されません。

「賞与支払い届」に記載する「被保険者整理番号」と被保険者種別の入力欄を追加しました。

■ 「労働保険・基礎賃金集計表」の入力用フォーム

労災保険、雇用保険の両方とも申告する申告書の場合は「労災保険および一般拠出金（対象者数及び賃金）」「雇用保険（対象者数及び賃金）」の両方とも入力します。「役員で労働者扱いの人」「臨時労働者」「役員で雇用保険の資格のある人」「免除対象高齢労働者分」については該当する場合のみ入力します。

労災保険のみ申告する申告書の場合は、「雇用保険対象被保険者数及び賃金」の入力は不要です。

確定保険料・一般拠出金 算定基礎賃金集計表

[労災保険・一般拠出金の対象労働者数及び賃金] [雇用保険の対象労働者数及び賃金]

労災保険	人数	常用労働者	人数	役員で労働者扱いの者	人数	臨時労働者	人数	合計
給与4月							0	0
給与5月							0	0
給与6月							0	0
給与7月							0	0
給与8月							0	0
給与9月							0	0
給与10月							0	0
給与11月							0	0
給与12月							0	0
給与1月							0	0
給与2月							0	0
給与3月							0	0
賞与 月							0	0
賞与 月							0	0
賞与 月							0	0
合計		0		0		0		0

データクリア ○ K キャンセル

確定保険料・一般拠出金 算定基礎賃金集計表

労災保険・一般拠出金の対象労働者数及び賃金 [雇用保険の対象労働者数及び賃金]

雇用保険	人数	被保険者	人数	役員で労働者扱いの者	人数	合計	人数	うち高齢者
給与4月					0	0		
給与5月					0	0		
給与6月					0	0		
給与7月					0	0		
給与8月					0	0		
給与9月					0	0		
給与10月					0	0		
給与11月					0	0		
給与12月					0	0		
給与1月					0	0		
給与2月					0	0		
給与3月					0	0		
賞与 月					0	0		
賞与 月					0	0		
賞与 月					0	0		
合計		0		0		0		0

労災保険コピー 人数と給与・賞与の金額データを労災保険からコピーします。

データクリア ○ K キャンセル

■ 「労働保険・継続事業申告書」の入力用フォーム

「保険料・一般拠出金率」と「保険料率」は、申告書に印字されている労災保険率、雇用保険率を入力してください。「申告済概算保険料額」は、申告書に印字してある金額を入力してください。

常用労働者（労災保険）は、労災保険対象者数です。職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われるすべての者（雇用保険の資格のある人を含めます）。

役員で労働者扱いの人（労災保険）は、法人の役員のうち、業務執行権のない者で業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、賃金を得ている者。

臨時労働者（労災保険）は、パート、アルバイトで、雇用保険の資格のない人。

被保険者（雇用保険）は、雇用保険対象者数です。一元適用事業（両保険適用事業）であれば、「常用労働者」数と同数になります。

役員で労働者扱いのもの（雇用保険）は、法人の取締役等については、原則として被保険者となりません。取締役で部長・工場長の職にあつて従業員としての身分があり、給与支払の面から見ても労働者的性格が強く雇用関係が明確な者は被保険者となります。

免除対象高年齢労働者（雇用保険）は、雇用保険被保険者（「被保険者」と「役員で労働者扱いのもの」）のうち、高年齢労働者（満 64 歳以上の労働者）。

■ 「VBA 社会保険・労働保険」の「表示」と「印刷」メニュー

「表示」メニューから社会保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、労働保険の基礎賃金集計表、概算確定申告書のワークシートを表示します。



○ 「社会保険・月額算定基礎届」

健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届のデータを表示します。

○ 「社会保険・報酬月額変更届」

健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届のデータを表示します。

○ 「社会保険・賞与支払届」

健康保険・厚生年金保険の被保険者賞与支払届のデータを表示します。

○ 「労働保険・基礎賃金集計表」

労災保険と雇用保険の確定保険料・一般拠出金 基礎賃金集計表のデータを表示します。

○ 「労働保険・継続事業申告書」

労働保険の概算・増加概算 確定保険料申告書（継続事業）のデータを表示します。

※ 労働保険料の一括有期の計算には対応していません。

健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
 厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

令和元年 7月3日提出

事業所 012-5210
 東京都港区六本木
 サンプルデータ株式会社
 山田 孝雄
 03-1234-5678

受付印
 社会保険労務士記載欄
 氏名等

提出者	① 被保険者管理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 収入番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合はなし					
	① 1	① 2	② 1	② 2	③ 1	③ 2	④ 1	④ 2	⑤ 1	⑤ 2				
1	245		佐藤 一郎		5	4	5	0	8	0	5	元	9	
	380		380	30	9	下月算額	1. 原給	2. 補給	3. 超過支払額	4. 月給	5. 月給	6. 月給	7. 月給	8. 月給
	4	25	370,000			370,000				1,110,000				
	5	26	370,000			370,000				370,000				
	6	28	370,000			370,000				370,000				
2	369		鈴木 次郎		5	5	0	0	6	1	2	元	9	012345678521
	470		470	30	9	下月算額	1. 原給	2. 補給	3. 超過支払額	4. 月給	5. 月給	6. 月給	7. 月給	8. 月給
	4	26	480,000			480,000				1,440,000				
	5	25	480,000			480,000				480,000				
	6	27	480,000			480,000				480,000				
3	440		高橋 幸子		5	5	5	1	1	1	6	元	9	
	440		440	30	9	下月算額	1. 原給	2. 補給	3. 超過支払額	4. 月給	5. 月給	6. 月給	7. 月給	8. 月給
	4		450,000			450,000				1,350,000				
	5		450,000			450,000				450,000				
	6		450,000			450,000				450,000				
4	340		田中 四郎		5	6	0	0	1	2	8	元	9	
	340		340	30	9	下月算額	1. 原給	2. 補給	3. 超過支払額	4. 月給	5. 月給	6. 月給	7. 月給	8. 月給
	4	25	200,000			200,000				880,000				
	5	26	340,000			340,000				293,333				
	6	27	340,000			340,000				340,000				
5	552		渡辺 太郎		5	3	0	0	9	2	3	元	9	514789631245
	380		380	30	9	下月算額	1. 原給	2. 補給	3. 超過支払額	4. 月給	5. 月給	6. 月給	7. 月給	8. 月給
	4		380,000			380,000				760,000				
	5		380,000			380,000				380,000				
	6		380,000			380,000				380,000				

事業主が標準報酬月額計算の基礎となる被保険者（7月1日の在籍者）の4月、5月、6月の報酬額の平均額を「被保険者報酬月額算定基礎届」で届け出るのが定時決定です。新規加入の場合には標準報酬月額は見込みにより決められます。

算定基礎届を提出後に、8月改定および9月改定の月額変更該当した人については、月額変更が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届

様式コード
2221

健康保険 被保険者報酬月額変更届
厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届

平成 30 年 7 月 2 日提出

事業所 管理記号	01イロハ	提出者記入欄 提出者の個人番号が記入されていない者を確認しました。 〒 012 - 5210 東京都港区六本木 サンプルデータ 株式会社 事業主氏名 山田 孝雄 電話番号 03-1234-5678	社会保険労務士記載欄 氏名等	受付印
事業所所在地				
事業所名称				
事業主氏名				

項目名	① 被保険者登録番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑤ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑥ 従前の標準報酬月額	⑦ 従前の改定月 報酬月額	⑧ 標準報酬	⑨ 標準改定月 報酬月額	⑩ 標準報酬	⑪ 標準改定月 報酬月額	⑫ 標準報酬	⑬ 標準改定月 報酬月額	⑭ 備考	
1	124		佐藤 一郎		5-450805	30	11			
	標準	380	標準	380	標準報酬	1. 昇給	標準及支払額		1. 70歳以上被用者月額変更	
	支払額月	8月 25日	円	370,000	標準計(円千円)	2. 降給	円	1,110,000	2. 二以上勤務	
	9月 25日	円	370,000	円	370,000	標準平均額	円	370,000	3. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	10月 25日	円	370,000	円	370,000	標準平均額	円		4. 昇給・降給の理由 ()	
2	225		鈴木 次郎		5-500612	30	11			
	標準	470	標準	470	標準報酬	1. 昇給	標準及支払額		1. 70歳以上被用者月額変更	
	支払額月	8月 25日	円	480,000	標準計(円千円)	2. 降給	円	1,440,000	2. 二以上勤務	
	9月 25日	円	480,000	円	480,000	標準平均額	円	480,000	3. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	10月 25日	円	480,000	円	480,000	標準平均額	円		4. 昇給・降給の理由 ()	
3			高橋 幸子		5-551116	30	11			
	標準	440	標準	440	標準報酬	1. 昇給	標準及支払額		1. 70歳以上被用者月額変更	
	支払額月	8月 25日	円	450,000	標準計(円千円)	2. 降給	円	1,350,000	2. 二以上勤務	
	9月 25日	円	450,000	円	450,000	標準平均額	円	450,000	3. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	10月 25日	円	450,000	円	450,000	標準平均額	円		4. 昇給・降給の理由 ()	
4			田中 四郎		5-600128	30	11			
	標準	340	標準	340	標準報酬	1. 昇給	標準及支払額		1. 70歳以上被用者月額変更	
	支払額月	8月 25日	円	340,000	標準計(円千円)	2. 降給	円	1,020,000	2. 二以上勤務	
	9月 25日	円	340,000	円	340,000	標準平均額	円	340,000	3. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	10月 25日	円	340,000	円	340,000	標準平均額	円		4. 昇給・降給の理由 ()	
5			渡辺 太郎		5-300923	30	11	514789631245		
	標準	380	標準	380	標準報酬	1. 昇給	標準及支払額		1. 70歳以上被用者月額変更	
	支払額月	8月 25日	円	380,000	標準計(円千円)	2. 降給	円	380,000	2. 二以上勤務	
	9月	円		円		標準平均額	円		3. 短時間労働者(特定適用事業所等)	
	10月	円		円		標準平均額	円		4. 昇給・降給の理由 ()	

※ ⑩支払月とは、給付の対象となった計算月ではなく実際に給付の支払いを行った月となります。

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものですが、その変動には、次のような場合があります。

- ・ 昇給 (ベースアップ)
- ・ 降給 (ベースダウン)
- ・ 給与体系の変更 (日給から月給への変更等)
- ・ 日給や時間給の基礎単価 (日当、単価) の変更
- ・ 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- ・ 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

改定された標準報酬月額は、6月以前に改定された場合、当年の8月までの各月に適用されます。また、7月以降に改定された場合は、翌年の8月までの各月に適用されます。

■ 健康保険・厚生年金保険の被保険者賞与支払届

賞与の支払額のデータから賞与支払届の控え用紙を表示します。

様式コード 2 2 6 5	健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険	被保険者賞与支払届 70歳以上被用者賞与支払届
平成 30 年 7 月 2 日提出	提出者記入欄 事業所 01 イロハ 事業所所在地 東京都港区六本木 事業所名称 サンプルデータ 株式会社 事業主氏名 山田 孝雄 電話番号 03-1234-5678	
① 被保険者番号 ④ 賞与支払年月日	② 被保険者氏名 ⑤ 賞与支払額	③ 生年月日 ⑥ 賞金額(千円未満は切捨て)
⑦ 個人番号(国民年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ		⑧ 備考
共通 ④ 賞与支払年月日(共通) 7.平成 2 8 1 2 1 0 ー1枚ずつ必ず記入してください。		
1 124 佐藤 一郎 830,000	5-450805 830,000円	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
2 225 鈴木 次郎 1,550,000	5-500612 1550,000円	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
3 高橋 幸子 830,000	5-551116 830,000円	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
4 田中 四郎 620,000	5-600128 620,000円	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
5 ー ー ー	ー ー	514789631245 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
6 631 ー ー	ー ー	034501478963 1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
7 ー ー ー	ー ー	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
8 ー ー ー	ー ー	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
9 ー ー ー	ー ー	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)
10 ー ー ー	ー ー	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算(初回支払日)

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額(税引き前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額です。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額540万円(年度は毎年4月1日から翌日3月31日まで)、厚生年金保険は1か月あたり150万円とされていますが、同月内に2回以上支給される場合は合算した額で上限額が適用されます。

